

概要版

第4次

土浦市地域福祉計画

土浦市成年後見制度利用促進基本計画

土浦市再犯防止推進計画



令和5年3月

土浦市

計画策定の背景

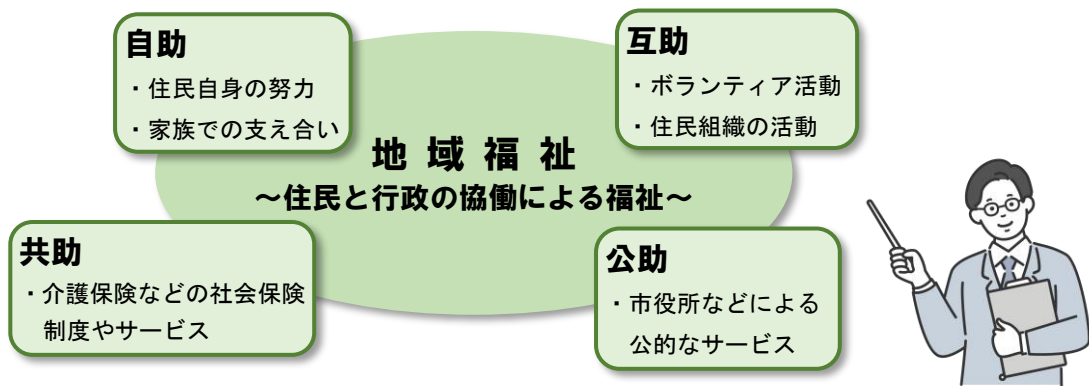
近年の地域社会においては、生活スタイルの多様化や核家族化を背景に、家庭や地域における支え合いの基盤が弱まり、地域の相互扶助や家庭同士の助け合いなど、住民相互のつながりが薄れることで社会的孤立を招き、虐待やひきこもり、生活困窮といった問題が増加傾向にあります。これらの問題は1つが発生することで心身の健康や家庭の状況など、他の問題を引き起こすこともあり、複雑に絡み合いながら進行していきます。

さらに、令和2年初頭から世界的に流行し始めた新型コロナウイルス感染症により、オンラインツールを用いたコミュニケーションの手段や、非接触型のツールの活用等、私たちの日常生活も変わりつつある一方、これまで以上に地域での交流や支え合いが重要となっています。

そのため、町内会（自治会）や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉事業者、NPO法人等の市民活動団体、民間事業者、さらには住民一人ひとりが担い手となり、地域における人々の様々な生活課題に地域全体で取り組んでいく必要があります。

地域福祉とは

地域福祉とは、子どもから高齢者まで、障害がある人もない人もすべての人が住み慣れた地域で、いきいきと自立した生活が送れるよう、日常生活における様々な生活課題について、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」が適切に分担・連携することによって解決するための取組や仕組みをいいます。

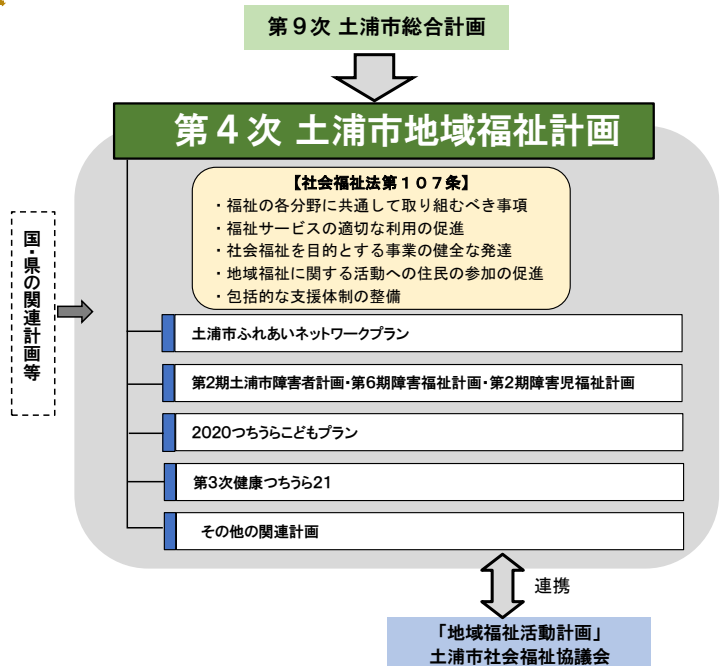


計画の位置づけと計画の期間

本計画は、この「第9次土浦市総合計画」を上位計画とし、福祉・健康分野の個別計画を横断的に結び、今後の施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるとともに、福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけます。

また、社会福祉協議会が中心となって策定する民間の地域福祉活動計画と相互に連携・補完し合う関係となります。

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。



基本理念

本計画の基本理念を次のように定めます。

あたたかい ふれあいのあるまちづくり

人と人とのふれあいを大切にし、いつでも誰かに支えられ、また誰かを支えることができるような、思いやりのあるあたたかいまちを目指します。

本市が目指す「あたたかい ふれあいのあるまち」は、国が実現を目指す「地域共生社会」と共通の理念に基づいています。

基本目標

基本理念の実現に向けて、第4次計画では次の3つの基本目標を定めます。

基本目標 1 安心して暮らせるまちづくりへのチャレンジ

支援を求める人に支援が行き届くよう、福祉に関する情報提供をはじめ、行政による相談はもちろんのこと、地域で活動する各主体による相談も含めた幅広く、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

また、判断能力の不十分な人が財産の管理や福祉サービスの利用を適切に支援できるよう、権利擁護の取り組みを進めます。

基本目標 2 参加やつながりを生み出すまちづくりへのチャレンジ

福祉教育や福祉意識の啓発を推進し、地域福祉の「お互いに助け合い、支え合う」意識を高め、地域社会に福祉のこころを育てます。

住民の主体的な地域福祉活動への参加を基本にして、住民・地域・行政機関等が適切に連携・協働し、包括的な支援体制の構築を図ります。

また、地域の中にふれあいや交流できる場をはじめ、さまざまな地域活動への参加の場を提供し、地域での支え合いの仕組みを構築するとともに、市民の福祉意識の醸成に努め、地域で中心となって活躍できる人材の育成や活用を推進します。

基本目標 3 支えあえる地域づくりへのチャレンジ

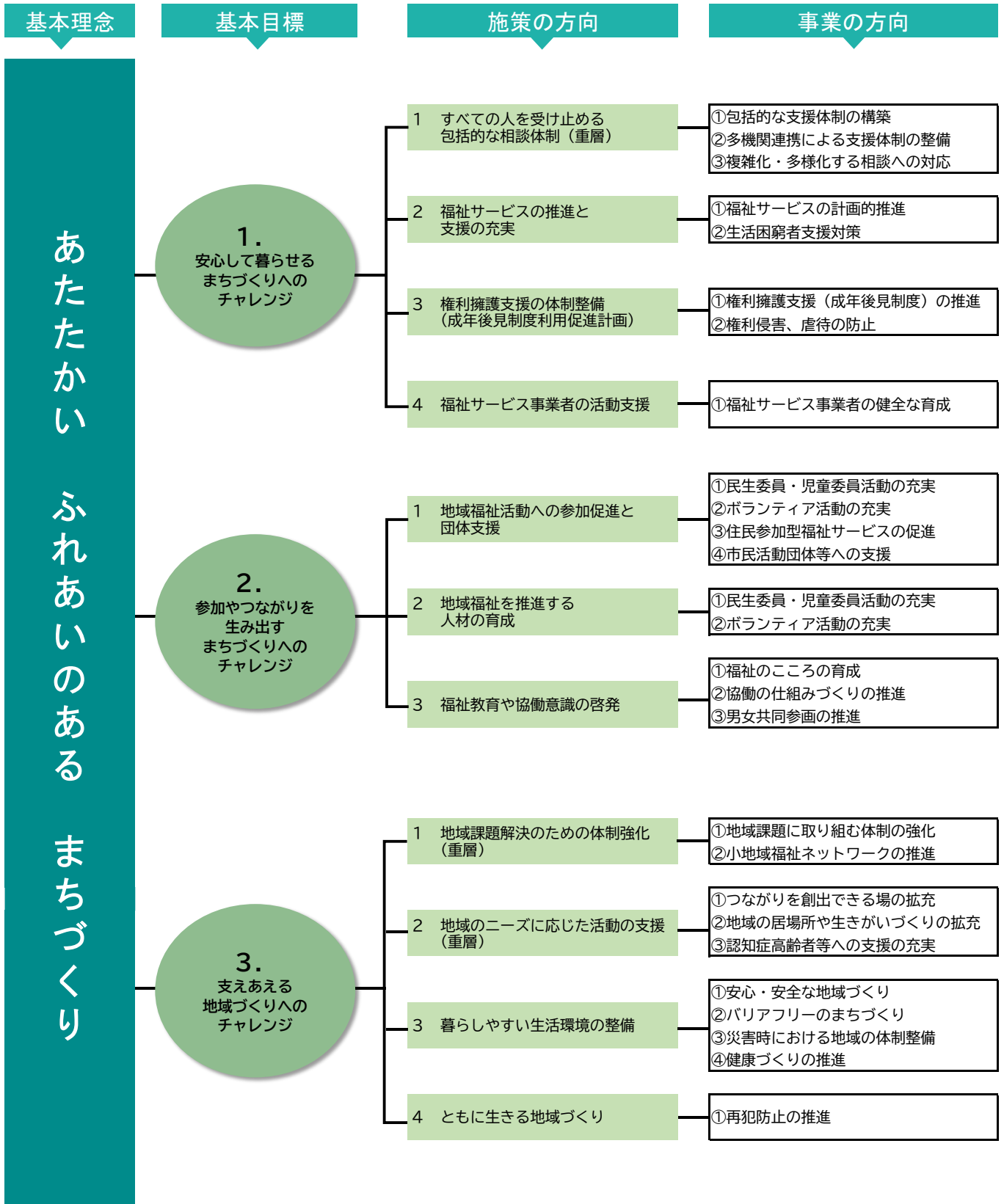
共に支え合う地域を実現するため、地域の中で支え、助け合う意識づくりを醸成するとともに、さまざまな交流の場や機会づくりを通して地域共生社会の実現を目指します。

緊急時や災害時に対応できるよう、普段から市民一人ひとりが備えるとともに、支援が必要な人の把握と地域での見守りの体制を強化します。

また、地域の誰もが安全で安心して暮らせるために、安全・快適な交通環境・道路環境の整備、バリアフリー化の推進を進めるとともに、犯罪や非行をした人などが地域社会で孤立せず、円滑に社会復帰できるよう支援する体制づくりに努めます。

施策の体系の一覧

基本理念の実現に向けて、次の施策体系で事業を推進します。



施策の展開

本計画の施策を次のように展開していきます。

基本目標1 安心して暮らせるまちづくりへのチャレンジ

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな支援やサービスについて、わかりやすく適切な情報提供の充実を図るとともに、福祉サービスの量の確保及び質の向上に努めます。

また、市民が抱える複雑化・複合化した課題や制度の狭間の問題に対応するため、関係機関が連携して包括的な相談支援体制づくりを推進します。

認知症、知的障害、精神障害のある人など、判断能力が不十分な人の生活が守られ、自分らしく暮らすことができるよう、成年後見制度の利用について周知を進め、権利擁護を図るとともに、高齢者、障害のある人、子どもなどに対する虐待や配偶者などからの暴力の未然防止や早期発見に努めます。

施策の方向

- 1 すべての人を受け止める包括的な相談体制（重層）
- 2 福祉サービスの推進と支援の充実
- 3 権利擁護支援の体制整備（成年後見制度利用促進計画）
- 4 福祉サービス事業者の活動支援



基本目標2 参加やつながりを生み出すまちづくりへのチャレンジ

共に支え合う地域を実現するため、地域の中で支え、助け合う意識づくりを醸成するとともに、さまざまな交流の場や機会づくりを通して地域共生社会の実現を目指します。

また、一人ひとりが互いの個性や価値観の違いを認め合い、差別のない人権が尊重されるまちづくりを推進するため、人権や福祉に関する教育・啓発の充実を図ります。

人と人との支え合い、助け合う福祉の心を基本として、地域社会からの市民の孤立を防ぎ、地域の人たちが世代を超えて交流し、一人ひとりの多様な活躍の機会と役割を担うための支援を行うとともに、地域福祉活動や公民館活動の推進役となる地域リーダーをはじめ、ボランティアやNPOなどの活動に関わる人材の確保・育成を図ります。

施策の方向

- 1 地域福祉活動への参加促進と団体支援
- 2 地域の福祉拠点の整備（重層）
- 3 福祉教育や協働意識の啓発



基本目標3 支えあえる地域づくりへのチャレンジ

誰もが、地域の課題に関心を持ち、主体的に参画しながら解決につなげることができるよう、地域での助け合いや見守りの活動に積極的に取り組み、住民同士がコミュニケーションを図ることで、みんなで支えあう地域を目指します。

また、日頃から地域の助け合いを進め、災害時においても対応できる仕組みづくりを推進するとともに、健康づくりや地域活動の支援、バリアフリーに配慮した施設整備を促進し、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる環境づくりを目指します。

さらに、犯罪や非行をした人などが再び地域の中で暮らしていけるよう再犯防止対策に努めます。

施策の方向

- 1 地域課題解決のための体制強化（重層）
- 2 地域のニーズに応じた活動の支援（重層）
- 3 暮らしやすい生活環境の整備
- 4 再犯防止のまちづくり（土浦市再犯防止推進計画）



土浦市再犯防止推進計画

現状と課題

国では、犯罪や非行をした人などの円滑な社会復帰を促進することで再犯を防止し、国民が安心して暮らせる社会を実現するため、平成28年12月に、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が施行されました。

令和3年版犯罪白書によると、全国の刑法犯の検挙人員は、平成16年以降減少を続ける一方、再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率）は増加しており、土浦警察署管内においても、平成29年から令和3年の5年間で、検挙人員は減少しているものの、再犯者率は平均46.3%となっています。その背景には、刑務所や少年院などから出所しても、「仕事がない」、「住むところがない」など、様々な要因から生活が安定せず、社会の中で孤立してしまう現状があると考えられます。

犯罪や非行のない、すべての市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、犯罪や非行をした人などが、同じ過ちを起こさないよう、地域の関係機関と連携・協力を図り支援する取り組みが必要です。



取組み

- ◆犯罪や非行をした人などの立ち直りを地域で支える保護司で組織する「土浦地区保護司会」をはじめ、立ち直りの支援や青少年の健全育成に取り組む「土浦市更生保護女性会」などの更生保護ボランティア団体や、更生保護に関わる様々な機関との連携・協力を図ります。
- ◆社会を明るくする運動をはじめ、様々な機会を捉えて犯罪予防や再犯防止等の啓発を推進します。
- ◆刑務所や少年院などから出所した人が、地域の中で自立した社会生活を送れるよう支援します。

土浦市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であるため、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、選任された支援者（成年後見人等）により、法律面や生活面で支援する制度です。

そこで、本市では地域福祉計画と一体的に成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度の利用促進に向けた施策等を推進します。

現状と課題、今後の取組みの方向性

土浦市の現状

土浦市が行ったアンケート調査の結果では、成年後見制度の認知度については、「聞いたことはあるが、内容はわからない」と回答した方が35.0%と最も高くなっています。

課題

成年後見制度の認知度が低い状況であり、より一層効果的な制度の広報や周知活動を行っていくことが課題となります。

今後、さらに高齢化が進み、認知症高齢者等で制度の利用を必要とされる人が、尊厳のある本人らしい生活を継続する手段のひとつとして、成年後見制度の利用を選択できるよう制度の周知が重要となります。

取組みの方向性

本市の高齢者、障害者の状況や成年後見制度に関する国の動向などを踏まえて、本市においても、成年後見制度を必要とする人が利用できるよう、国の成年後見制度利用促進基本計画を念頭に、地域連携ネットワークの構築と中核機関を通じた成年後見制度の利用促進に努めます。



中核機関の設置

地域連携ネットワークの運営の中心となり、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能を有し、成年後見制度の総合相談窓口となる機関です。

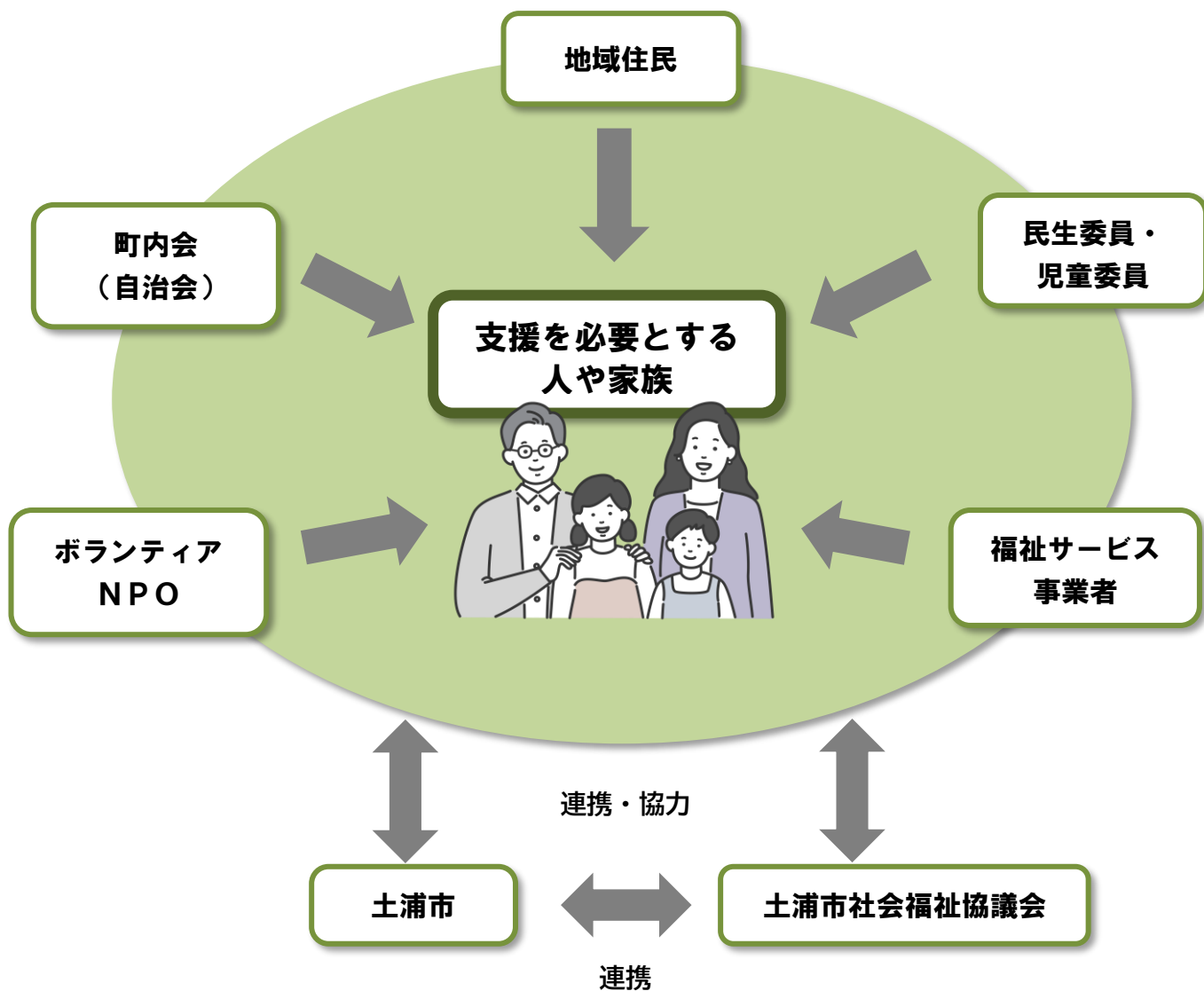
【中核機関の機能】

① 広報機能	成年後見制度の利用を促進するためには、住民の制度に対する理解が深まり、メリットが実感できる必要があることから、広報などによる普及啓発に取り組みます。
② 相談機能	住民からの一般的な成年後見制度に関する相談などを、住民に身近な福祉分野各般を所管する土浦市社会福祉協議会を中心に対応します。
③ 成年後見制度利用促進機能	後見人（親族など）への申立て支援、市民後見人の養成や市民後見人として受任した方に対する受任者研修に取り組むとともに、家庭裁判所との連携を強化します。
④ 後見人支援機能	必要に応じ関係機関と連携し、ケース会議を開催するなど、地域包括ケア、地域福祉ネットワーク等の既存のネットワークを活用しながら、見守り体制を構築し、後見人支援に取り組みます。

上記の内容を踏まえて、土浦市では、令和4年度より、中核機関の機能の一部を土浦市社会福祉協議会に委託しております。

計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市や社会福祉協議会だけでなく、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、町内会（自治会）、福祉サービス事業者等の担い手が、それぞれの役割を果たし、協働していく必要があります。



第4次土浦市地域福祉計画 土浦市成年後見制度利用促進基本計画 土浦市再犯防止推進計画 (概要版)

発行：令和5年3月 土浦市
編集：土浦市保健福祉部 社会福祉課
〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号
電話：029-826-1111(代表)

